

令和7年度 第1回 四街道市地域公共交通会議運賃協議部会 会議録

日 時 令和7年10月7日（火） 10：00～10：30
場 所 四街道市文化センター207号室
出席委員 江守部会長 伊藤（智）副部会長 鈴木委員 三上委員 土門委員 菅井委員
欠席委員 伊藤（恭）委員 菊地委員 平賀委員
事務局出席者 新田地域共創部副参事 松崎くらし安全交通課長 小安課長補佐
平良主任主事 淡路主事
傍聴人 1人

————会議次第————

- 1 開会
- 2 部会長あいさつ
- 3 副部会長あいさつ
- 4 会議の公開・非公開について
- 5 議題
 - (1) 市内循環バス「ヨッピィ」の運賃改定について
- 6 閉会

————会議の内容————

1. 開会

【事務局】 本日は、公私ともにご多忙の中、令和7年度第1回四街道市地域公共交通会議運賃協議部会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

定刻となりましたので、これより、運賃協議部会を開会いたします。

本日は、委員定数9名のうち6名にご出席をいただいておりますので、会議が成立していますことをご報告させていただきます。

それでは、会議次第に沿って順次進めさせていただきます。

2. 部会長あいさつ

【事務局】 はじめに、江守部会長よりごあいさつをいただきたいと思います。

江守部会長、よろしくお願ひいたします。

【江守部会長】 ~あいさつ~

【事務局】 ありがとうございました。

3. 副部会長あいさつ

【事務局】 次に、伊藤副部会長よりごあいさつをいただきたいと思います。

【伊藤副部会長】 ~あいさつ~

【事務局】 ありがとうございました。この後の会議の進行につきましては、四街道市地域公共交通会議条例の規定に基づき、江守部会長が議長となります。

江守部会長よろしくお願ひいたします。

4. 会議の公開・非公開について

【江守部会長】 それでは、議長をつとめさせていただきます。

はじめに、会議録についての確認ですが、地域公共交通会議で決定しましたとおり発言者名は明記する取り扱いとし、事務局において作成をお願いします。

内容確認につきましては、公募市民の土門委員にお願いしたいと思いますが、委員の皆様いかがでしょうか。

【各委員】 ~異議なし~

【江守部会長】 土門委員よろしいでしょうか。

【土門委員】 ~承認~

【江守部会長】 会議録の内容確認を土門委員にお願いいたします。

次に、本日の会議の公開・非公開につきましては、会議の公開に関する指針により、公開とさせていただきます。

また、会議資料につきましては、同指針の解釈運用基準により、傍聴人の閲覧に供するものとしますが、配布につきましては、本審議会の判断によるものとされております。本日の資料については、全て配布するものとしたいと存じますが、委員の皆様の意見をお伺いします。

【各委員】 ~異議なし~

【江守部会長】 それでは、本会議は「公開」とし、傍聴人に資料を配布することとします。事務局は傍聴の方がいらっしゃいましたら入室させてください。

【事務局】 1名いらっしゃいますので、ただ今から入室していただきます。

5. 議題

【江守部会長】 それでは、次第5、議題に入ります。

(1) 市内循環バス「ヨッピイ」の運賃改定について

【江守部会長】 市内循環バス「ヨッピイ」の運賃改定について、事務局より説明をお願いします。

【事務局】 まず、資料1をご覧ください。

市内循環バス「ヨッピイ」の運賃改定について、8月1日から9月1日までの間、市内にお住いの方等を対象に、参考資料1の内容により、道路運送法第9条第5項に基づく意見照会を実施しましたので、意見の概要と市の考えをご説明します。

意見の内訳について、意見提出者は7人、運賃改定に関する意見が7件で、運賃改定以外の意見が7件、合計14件のご意見をいただきました。

運賃改定に関する意見7件への対応案としては、意見の全部又は一部を運賃改定に反映したものが1件、すでに運賃改定に反映されているものが1件、意見を運賃改定の変更に反映しなかったものが5件となっています。

具体的な意見について、No.1から順に読み上げさせていただきます。

No.1 A氏 「障がい者なのですが、今まで通り無賃でお願いします。障がい者支援課に交通費の申請をしなくてはならないほか、無賃だからこそ他の人も乗るので、宜しくお願ひします。」

No.2 B氏 「千葉県立盲学校小学部に通っています。四街道駅や歯医者に行くときによく乗っています。手帳を持っている人と介助者はタダのままがいいです。100円に上がってしまうと他のバスを利用する機会が多くなるからです。難しいかも知れませんが、宜しくお願ひします。」

No.3 C氏 「運賃の値上げは諸事情を鑑みて妥当だと思います。しかし、障がい者は従来通り無料が望されます。理由として、障がい者は有料料金の変化に適応出来ず、混乱が生じると思います。又、障がい者の経済面を考慮して従来通りの無料が妥当だと思います。障がい者が自立して交通機関を利用する足がかりになって頂きたいです。」

No.4 D氏 「精神障害者保健福祉手帳を所持していますが、週5日の往復や別途通院で利用しており非常に助かっています。今回の運賃改定についてやむを得ないと思う一方、急に月数千円という大きな負担を背負うことに困惑しています。手帳所持以前からお世話になっているため心苦しくはありますが、提示されている通りの運賃となるのであれば利用を取りやめる他ないと考えています。運行維持が大変であることは重々承知していますが、回数券や手帳所持者向けの定期券など、軽減措置をご検討いただけすると嬉しいです。」

No.5 E氏 「料金を値上げすることによって、利用者が減少する事を懸念します。」

No. 6 F 氏「運賃アップは、経営状態から止むを得ないと思います。一般市民の意見を聞くのは、あくまで参考だと思います。運行の専門家に諮問すべきと私は思います。地元のバス会社、タクシー、運輸会社など。」

No. 7 G 氏「療育手帳を持っている、よっぽ一利用者が乗車時に戸惑う。無料で乗れたものを有料（お金を払う）にするというのは、訓練が必要です。移行措置期間、説明会などを設けてほしい。療育手帳保持者は 50% 割引になるようですが、IC カードで支払えるのでしょうか。」

以上がご意見となっており、市の考えとしては、No. 1 から No. 4 の「障がいのある方の運賃は、現在の無賃を継続してほしい」という意見に対して、事務局の考えといたしましては、「ヨッピイの運行経費が年々増加しており、現状の運行を継続していくことが大変難しい状況となっていること」「ヨッピイの運行を継続するため、障がいのある方を含めた地域の皆さんまで支えていただきたいこと」「県内の多くの市町村や民間事業者が運行するバス・鉄道も同様の運賃の取り扱いであること」「福祉の増進と持続可能な公共交通の両立を図るために半額としていること」などの理由から反映なしとさせていただきたいと思います。

No. 5 の「値上げにより利用者が減少する」との意見に対しての事務局の考えといたしましては、「現状のままでは将来的な路線維持が難しい状況であること」「今回の改定は、路線の安定的な維持・存続を目的としていること」から反映なしとさせていただきたいと思います。

No. 6 の「運賃アップは、経営状態からやむを得ない」「専門家の意見を聞いた上で判断すべき」との意見に対しての事務局の考えといたしましては、「改定案に対して一定の理解を示していただいていること」「パブリックコメントの結果を踏まえた上で、運賃協議部会において協議を行うこと」から反映済みであると捉えております。

No. 7 の「障がいのある方が有料化に対応するためには訓練が必要なため、移行措置期間がほしい」との意見に対しての事務局の考えといたしましては、「運賃改定後の利用に混乱が生じないようにするためには、一定の準備期間が必要」との考え方から、障がいのある方の運賃の改定時期を、令和 8 年 4 月 1 日から令和 8 年 10 月 1 日に見直すこととしたため、反映ありと整理をさせていただきました。

また、運賃改定以外に関する質問・意見・要望では、運行ダイヤに関する意見、運行ルートに関する意見、他の運行サービスに関する意見、運行地域・運行範囲に関する意見、車両の仕様に関する意見、新規路線に関する意見がございました。公共交通空白地域の生活を支える移動手段としてヨッピイを維持していくためにも、いただいたご意見を今後の参考とし、収支改善を図ってまいります。

続いて、資料 2 をご覧ください。

パブリックコメントの結果を踏まえた上で、最終的に皆様にご協議いただきたい内容となっており、本日協議が調いましたら、11 月に開催を予定しております地域公共交通会議への報告を経て、国に提出する書類となります。

基本的な方向性としては、当初案のとおり、市内を運行する民間路線バスの運賃と取り扱いを合わせる形で値上げする方針に変更はありませんが、障がいのある方の運賃の改定時期について、一部パブリックコメントの意見を反映したものとなっておりますので、ご審議のほどよろしくお願ひ

します。

【江守部会長】 ただいま、事務局から資料についてご説明をいただきました。

委員の皆様からご意見や質問があれば、お伺いしたいと思います。

【菅井委員】 今回、障がい者運賃の関係でたくさんご意見が出ており、非常に多くの障がい者の方がヨッピィに乗られていることがわかりました。こういったご意見がある中で、準備期間を設けてしっかりやっていただくということは、非常に重要なことだと思います。今回、意見の中で、No.4 のD氏から「急に月数千円という大きな負担を背負うことになる」というご意見がありますが、その一方で、No.1 のA氏からは「障がい者支援課に交通費の申請をする」というご意見があります。これは、障がい者手帳等を持っている方は交通費の負担等の申請ができるということなのでしょうか。

【事務局】 A氏のご意見にある「障がい者支援課への交通費の申請」というのは、福祉事業所への通所に関する補助の申請を指すものと思われます。

【菅井委員】 わかりました。

その他、ヨッピィに限らず、例えば福祉タクシー券など、そういった障がい者の方に対する福祉施策はあるのでしょうか。

【事務局】 介護保険の利用者についての制度はございます。また、その他市町村独自のサービスについては、障がい者に関する計画の中で検討が進められていると捉えております。

【菅井委員】 ありがとうございます。

準備期間が1年ぐらいあるので、福祉施策と併せて対応していただければと思います。

【江守部会長】 他にいかがでしょうか。

【鈴木委員】 まず、先程の交通費の申請について、もう一度詳しくお伺いさせていただきたいです。

また、障がい者の方に対する支援を拡充するとなった場合、今回の運賃改定でヨッピィの障がい者運賃を無料から有料化して運賃の収入を一定程度得られる一方で、どこかの課で障がい者の方に対する支援を行うと、結局市の負担が発生してしまうことになると思います。障がい者の方から運賃を取るということについて、他の地域のコミュニティバスを運行されている会社も、運賃を取っているところが多いように思います。今回運賃を改定するのは収支状況を改善するという目的だと理解していますので、そういった支援を拡充してしまうと、市の財政バランスとしては、結局目的を果たせないことになってしまうのではないかでしょうか。

【事務局】 まず、A氏からの意見にある交通費の申請に関して、福祉作業所への通所に公共

交通を利用する場合に、自治体からの補助が発生します。そのため、今後料金が生じる以上、その申請をしていただく必要が出てきてしまうということになります。

次に、市の財政バランスにつきまして、委員仰せの通り、非常に大事な視点だと感じております。今後、福祉に関する計画策定が進捗する中で、我々としては公共交通を維持する立場であり、財政バランスをとって公共交通を将来的に長く持続させる必要があるという視点でのご指摘でありますので、その部分を漏らさず伝えながら、庁内全体で正しい理解を図っていきたいと考えております。

【江守部会長】 他にいかがでしょうか。

【土門委員】 私は、京成バス千葉イーストの路線バスを利用しているのですが、今まで 220 円で JR まで行けたのが、260 円に上がりました。路線バスでも、このような運賃の値上げが生じているので、今回ヨッピィの運賃を上げることについても、私は妥当だと思います。

【江守部会長】 今、運賃は 260 円ということでしたが、資料では、ヨッピィの運賃を民間と同じ 200 円にするとなっています。こちらについて説明をお願いします。

【事務局】 200 円というのは、民間の初乗りの運賃となっており、今回の運賃改定では民間の初乗り運賃に合わせて 200 円としています。

また、ヨッピィは循環バスのため、料金は一律 200 円となります。

【江守部会長】 ありがとうございます。

参考資料に年間利用者数の推移とありますが、この中に障がい者の区別はあるのでしょうか。

【事務局】 障がいのある方に関しましては、今まで運賃をいただいていなかったため、具体的な数字というのではなく、推計には含めておりません。

【江守部会長】 わかりました。

そういう動向を今後調べつつ、本当に利用されなくなったのか、不具合等がないかなど協議したいと思いますので、今後はそこについても少し見ていただければと思います。

他にいかがでしょうか。

【鈴木委員】 資料 2 の案について、基本的な運賃改定は令和 8 年 4 月 1 日、障がい者に対する運賃改定は令和 8 年 10 月 1 日で 6 ヶ月遅らせるということで、その 6 ヶ月は周知期間にあてると認識しておりますが、具体的な周知の方法や、事業者としてやるべきこと、例えば乗務員にアナウンスさせるなど、そういうことは何かお考えでしょうか。

【事務局】 まず、今回周知すべき利用者層が、障がいのある方及びその介助者でありますので、一般的な周知というよりは、ある程度専門的な知見を含めた適切な周知方法というのを一から作って

いく必要があると捉えております。具体的には、市の障がい者部局等の協力を仰ぎながら、そういった方々に伝わりやすい周知の仕方を考え、それに伴って事業者の方にご協力を仰がなければならぬ場面も出てくるとは思うのですが、それらを整理して周知期間に臨みたいと考えております。

【江守部会長】 非常に重要なことだと思いますので、しっかり周知していただければと思います。
他にいかがでしょうか。

【土門委員】 J Rでも障がい者の運賃は半額となっているので、ヨッピイも半額としていいと思います。

【江守部会長】 ありがとうございます。

まず、料金について、捉え方によってはサービスを提供できないから無料、健常者の方に比べて半分しかサービスが提供できないから半額、障がい者の方に対しても健常者の方と同じサービスを提供できるから全額取るというような考え方もできると思います。

また、公共交通については、今バリアフリー法の関係で、乗務員や運転手の方が障がいのある方を乗せる際の研修などをかなり充実させないといけないとと言われており、事業者さんはそこについて日々努力されていると思います。また、そういった料金とは別のサービスとして、地方のバス等では使えないというところもある I C カード等の機械にも、初期投資としてかなりの費用をかけています。健常者、障がい者に限らずサービスの水準を上げていくことに、事業者さんは日々取り組んでいますし、過去には料金を上げなくてもそれらを行ってきたという事実もありますので、そういうところもご理解いただくということが必要だと思います。

もう一点、運賃改定についてですが、周辺地域ではコミュニティバスの運賃改定をいつ頃行ったのか、そういった情報があれば教えていただきたいです。

【菅井委員】 障がい者の運賃については、元から取っているところが多く、周辺地域のコミュニティバスの運賃改定時期についてはあまり把握できていません。

【鈴木委員】 基本的な運賃については、旧内陸バスやグリーンバスが令和 5 年 7 月 1 日に運賃を改定し、他の事業者も同様の時期に運賃改定を行っていたところが多くありました。こうした民間バス事業者の運賃改定のタイミングに合わせて、コミュニティバスの運賃改定を行う自治体がいくつかあったと認識しています。

【江守部会長】 ありがとうございます。
他にいかがでしょうか。

【土門委員】 私の親戚がいる他県のコミュニティバスでは、運賃が 200 円から 220 円に上がっており、今回の四街道市の運賃改定の内容は優しいと感じました。

【江守部会長】 ありがとうございます。

資料1の運賃改定以外の意見等については、地域公共交通会議の方で議論をするということでよろしいでしょうか。

【事務局】 こちらにつきましては、地域公共交通会議に報告の上、今後の見直しを検討していく中での材料とさせていただきたいと考えております。

【江守部会長】 わかりました。

他にご質問がなければ、議題について、資料2のとおり市内循環バス「ヨッピイ」の運賃を改定することとしてよろしいか、採決をとります。

賛成の方は挙手をお願いします。

【各委員】 ~挙手全員~

【江守部会長】 四街道市地域公共交通会議条例第6条第3項の規定により、出席委員の過半数の賛成が得られましたため、市内循環バス「ヨッピイ」の運賃を資料2のとおり決定します。

以上で、本日の議題を終了します。進行を事務局へ戻します。

6. 閉会

【事務局】 皆さま本日は、ご出席いただきありがとうございました。

以上をもちまして、令和7年度第1回四街道市地域公共交通会議運賃協議部会を閉会いたします。
皆様お疲れ様でした。

以上、協議の内容と相違ないことを認め署名する。

議事録署名人 _____ 土門 鈴子 _____